## 7. 生活·產業

## 1 国際金融・経済都市の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・法務省・財務省・厚生労働省・経済産業省) (都所管局 政策企画局・総務局・財務局・産業労働局)

東京が世界をリードする国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、東京に必要な資源を集中的に投入すること。

#### <現状・課題>

都では、平成29年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想を本年11月に改訂し、構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進している。

東京が世界をリードする国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入 促進のため、法人税の軽減などを一層推進すること。
- (2) 金融関連行政手続(申請、届出等)のオンライン化、金融関連法令の英語 翻訳・公表を推進すること。
- (3) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP(新興資産運用業者育成プログラム)によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (4) 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (5) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
  - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
  - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、 特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現 すること。
  - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
  - ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の措置を実現すること。
  - ⑤ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域の拡大の制度拡充 を実現すること。
- (6) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
  - ① 外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
  - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。

- (7) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成や効果的な広報・ 意識啓発等、必要な措置を講じること。
- (8) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- (9) 個人投資家のESG投資を促進するため、つみたてNISAの対象として 指定されたインデックスに、ESG指数を追加すること。

2 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルイン ターネット網の早期構築等

> (提案要求先 デジタル庁・総務省) (都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5 Gにおいてはより多くの基地局設置が必要な状況に鑑み、住民サービスの向上に資するよう、過疎地等の地理的に条件不利な地域(通信用電波の不感地域を含む)に加え、都市部においても、5 Gを中心とする高速モバイルインターネット網を整備するため、基地局等設置に係る必要な財源を確保すること。併せて、通信用電波の不感地域においては、設置後も引き続き高速モバイルインターネット網が利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (2) ローカル 5 G について、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (3) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護と データ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携 データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービス の推進を図る都の取組を支援すること。

#### <現状・課題>

現在、インターネットをはじめとするデジタル技術は、生活の隅々まで深く浸透し、近年の経済成長を支えている。世界では、デジタル革命である第4次産業革命が進行しており、日本も世界に遅れることなく Society 5.0 の実現に向けた取組を加速していく必要がある。一方、世界がコロナ禍に見舞われる中、我が国の社会全体のデジタル化の必要性が浮き彫りになった。

国においては、5 Gをはじめとする I C T インフラをできる限り早期に日本全国に展開するため、令和 2 年 1 2 月に「I C T インフラ地域展開マスタープラン」を改正し、5 G 基地局の全国展開を前倒しするとともに、ローカル 5 G の拡張周波数帯の新規割当を行ったほか、5 G ネットワークの速やかな整備に向けて 5 G 投資促進税制による後押しをしている。

こうした中、都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質

の高い生活を送ることができる東京版 Society 5.0「スマート東京」の実現を目指している。具体的な取組として、都保有アセットへの5G基地局等設置の手続の簡素化を目指し、令和元年11月にアセットデータベースの公開やワンストップ窓口を創設した。

しかしながら、5 Gは電波の特性から4 Gに比べてより多くの基地局が必要である上に、特に東京において顕著な5 G基地局の設置に係る技術的・設備投資的な課題(光回線の引込みに道路掘削工事を行うことによるコスト増大、高層ビル設置アンテナの使用周波数帯による衛星干渉、高価な設備機器等)により、5 Gネットワーク構築が容易に進まない。

また、不感地域における基地局等の設置について、国は無線システム普及支援 事業(携帯電話等エリア整備事業)を実施し、基地局等整備費用に対する補助金 交付を行っているが、整備後に継続的なコスト負担が生じることになる。

一方、ローカル 5 G においても設備機器が高価である等、整備環境に課題がある。

5 Gネットワークを早期に構築し、最先端技術が生み出す豊かさを誰もが等しく享受できるよう、国のリーダーシップの下、通信事業者による 5 G 基地局の設置を促進するほか、ローカル 5 G の取組も推進する必要がある。

さらに、都は、国や関係する民間企業、大学などの学術機関、NPO、都内の区市町村や周辺の地方公共団体等との連携の下、都庁自身の持つデータに加えて、都内区市町村、関係機関、民間企業等から得た公共データや民間データなどをオープンAPIで呼び出し連携する、官民が連携したデータプラットフォーム(東京データプラットフォーム)を構築していく。

地方公共団体がデータプラットフォームを構築し、関連する民間等のスマートサービスの実施を支援するには、個人情報等のデータのガバナンスに配慮し、適切な情報の取扱いとデータの利活用促進を両立させることが重要である。また、分野間・都市間で横断して持続的に活用できるプラットフォームとするために、国のデータ収集に係る基盤整備の動向等を注視しながら、構築を進めていく必要がある。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

#### <具体的要求内容>

(1) 5 Gはより多くの基地局設置が必要な状況に鑑み、住民サービス向上に資するよう、過疎地等の地理的に条件不利な地域に加え、都市部においても、 5 Gを中心とする高速モバイルインターネット網を整備する必要がある。

東京においては、道路掘削工事や高層ビルが密集するなど、5G基地局設置に係る技術的・設備投資的な課題が顕著であるため、通信事業者に対する支援が必要である。

都が世界の都市間競争に打ち勝つために、不交付団体であることを理由に 他道府県と比べて配分に当たって不利な措置とならないよう配慮すること。

不感地域を早期に解消するために、一部の財政的支援のみではなく、高速 モバイルインターネット網が利用できるよう、実効性のある財政措置を講じ ること。

- (2) ローカル 5 Gについて、地域課題の解決に資するようなユースケースを開発実証するとともに、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (3) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を 両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの 構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。

## 参考

- (1) (2) 国施策の根拠法令・計画
- ・総務省「ICTインフラ地域展開マスタープラン 3.0」(令和 2 年 1 2 月発表)
- ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」(平成17年11月25日総基移第380号 最終改正:令和3年3月29日総基移第94号)

## 3 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化し、MICE開催国としての安全・安心に係る取組を積極的に発信すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新たな需要を踏まえ、国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を拡大すること。
- (3) ポスト・コロナを見据えた人材の獲得・育成や、MICE推進 に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニューの活用促進によるMICE誘致の国際競争 力や都市ブランド力の向上を図ること。

## <現状・課題>

都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」を策定し、経済波及効果や産業力の強化など、開催都市に多くのメリットをもたらす国際会議等MICE誘致に向けた取組を進めてきた。新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、直近に予定されていたMICEの多くは中止や延期を余儀なくされたものの、数年後の開催となるMICEについては依然として誘致競争は継続している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から、国際会議等の開催は一部オンラインを取り入れたハイブリット型や、小規模・分散化など多様化しており、主催者が開催国に対して求める需要も変化している。そのような中、シンガポールやソウルなどの競合都市においては、これらの新たな需要に対応する施策を打ち出すなど、誘致競争力を強化している状況である。

日本国内での新型コロナウイルス感染症の収束後のMICE開催件数の落ち込みを最小限に防ぐだけでなく、ポスト・コロナにおけるMICE開催国としてのプレゼンスを強固なものとするためには、急速に変化するグローバルトレンドや競合国の動向などを適切に把握し、ポスト・コロナを見据え新たな需要に対応する誘致施策を強化した上で、積極的に発信していくことが急務である。

- (1) 渡航制限等があっても継続的なコミュニケーションが図られるようMIC Eに関連する国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、機 を逸することなく必要な情報収集・分析を行うことでマーケティング戦略を 強化するとともに、安全・安心に係る取組など、MICE開催国としての日 本の優位性を積極的に発信すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるMICEを取り巻く環境や主催者の価値観の変化から生じた新たな需要を踏まえ、国際会議の誘致活動や開催経費に対する助成等について、ハイブリット型や小規模型等、開催手法が多様化する国際会議に対応できるよう支援制度を拡大すること。
- (3) コロナ禍で必須となった新たなテクノロジーなどポスト・コロナのMIC Eに対応できるよう、若い世代やこれまで関わりのなかった業界に対しMI CE業界への理解促進を図り、人材の獲得や育成を推進するとともに、大学 教員等が行う国際会議の誘致活動等の取組を適正に評価するなど、MICE 推進に係る基盤整備に向けて、関係府省庁への働きかけを行うこと。
- (4) ユニークベニューはコロナ禍においても開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう関係府省庁への働きかけを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

4 新型コロナウイルス感染症からの観光産業の早期回復に向けた支援の充実

(提案要求先 観光庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) 観光関連事業者による業種別ガイドラインの遵守の徹底を図るとともに、非接触型サービスの導入等の感染拡大防止策について必要な支援を引き続き実施すること。
- (2) 観光産業が回復の軌道に乗るよう、観光関連事業者の多様な 取組を支援するとともに、将来のインバウンド需要回復を見 据え、外国人旅行者等に対する受入環境整備の取組への支援 を今後も着実に推進すること。

## <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、観光産業をはじめ多くの国内 産業が打撃を受けている。

そのような状況下で国は、令和3年度予算において、地域経済を支える観光の再生と新たな展開のための「新たな旅のスタイル」の普及・定着を図るとともに、インバウンドの再開を見据え、訪日外国人旅行者数2030年6,000万人等の目標達成に向けた取組を推進していくところである。しかしながら、渡航制限が継続される中、海外からの旅行者数が大きく減少し、世界的な航空旅客需要が回復する時期は2024年になるとの見通しもあり、依然として観光産業を取り巻く状況は厳しい。

こうした本格的なインバウンド需要が当面見込めない中において、新型コロナウイルス感染症の打撃を受けた観光産業の早期回復を図るためには、感染症対策の徹底による安全・安心な観光を推進するとともに、将来の需要回復を見据えた取組を進めていくことが求められる。

- (1) 観光関連事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守の徹底を図るととも に、非接触型サービスの導入といった感染拡大防止策について必要な支援を 引き続き実施すること。
- (2) デジタル技術を活用した新たなビジネス展開といった観光関連事業者の多様な取組を支援するとともに、将来のインバウンド需要の回復を見据え、外国人旅行者等の訪日旅行に対する不安の払拭や、滞在期間中の快適な旅行につながる受入環境整備の取組への支援を今後も着実に推進すること。

## 5 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省·経済産業省) (都所管局 産業労働局)

「キャッシュレス・消費者還元事業」を復活するとともに、中小

・小規模事業者へ普及啓発の強化を図ること。

## <現状・課題>

新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業者は、営業時の感染予防対策や売上低下、スタッフ出勤不可による人手不足など様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、非接触による感染リスクの低減、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、 人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引等の支援(「キャッシュレス・消費者還元事業」)を実施したところであるが、コロナ禍における中小・小規模事業者の現状を踏まえ、「キャッシュレス・消費者還元事業」を復活するとともに、中小・小規模事業者への普及啓発の強化が必要である。

- (1) 中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるよう「キャッシュレス・消費者還元事業」を復活すること。
- (2) 中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるようセミナーや導 入機器のアドバイスを行うなど、普及啓発を強化すること。

## 参考

<キャッシュレス・消費者還元事業の概要>

● 実施期間

令和元年10月より9か月間(令和2年6月まで)

● 条件

補助期間中、本制度を利用する中小・小規模事業者に対し、3.25%以下の手数料率

- 支援内容
  - (1)消費者への還元

中小・小規模事業者向け支援⇒ 消費者還元率 5 % フランチャイズ等向け支援⇒ 消費者還元率 2 %

(2)決済端末等の導入補助

中小・小規模事業者向け支援⇒ 端末費用補助10/10

(国2/3、決済事業者1/3負担)

(3)決済手数料の補助

中小・小規模事業者向け支援⇒ 手数料補助1/3

- 対象加盟店
  - 一部の例外業種を除き、原則全ての業種が対象
- 対象決済手段

クレジットカードのみならず、電子マネーやQRコード決済も対象

## 6 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度 改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省) (都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

## <現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産 基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な 都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や 高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深 刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善 の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

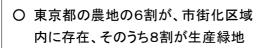
## <具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」 に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措 置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡 充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付けし市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

## 都市農業・農地の現状と国への提案

) 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤で ある農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産



- 10年間で約900haの市街化区域内 農地が減少
- 〇 農地減少の主な要因は相続
  - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担



出典:耕地及び作付面積統計、東京の土地 2018

## 現行の都市農業・農地に係る制度と課題

#### ■ 制度

#### 生産緑地制度

- 〇 市街化区域内で農地を保全する制度
  - ・ 固定資産税は農地課税
  - ・相続税は宅地課税だが、納税猶予制 度が適用可

## 相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
  - ・ 終生営農が条件
- ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田 園住居地域を除く)

#### ■ 課題

- 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

## 国への提案要求

#### 〇都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと

- ・農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
- ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
- 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

## 7 ライフ・ワーク・バランスの推進

## 1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を 図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援 や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働 き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援 策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につな がる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進 めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うととも に、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえ ること。

## <現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用されている。また、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止される。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

2020年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と 生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や多様で柔軟な働き方を実現するため、 週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得 率など、2025年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス、都ではライフ・ワーク・バランスとして推進)に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組

を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の 短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる 商慣行の是正も必要である。

## <具体的要求内容>

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2)全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き 方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、 育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施 策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組(しわ寄せ防止の取組)を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

## 参考

(1) 働き方改革関連法の概要(労働時間法制の見直し)

主な改正項目		施行日		
		大企業	中小企業	
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日	
	年次有給休暇の付与義務	2010 <del>  1</del> )]1		
	月60時間の残業の割増賃金 率引上げ	※施行済	2023年4月1日	
	フレックスタイム制の拡充			
	高度プロフェッショナル制 度の新設			
労働時間等 設定改善法	勤務間インターバル (努力義 務)	2019年4月1日		
労働安全衛 生法	労働時間の客観的な把握			
	産業医・産業保健機能の強化			

(2) 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)数値目標(抜粋)

(内閣府男女共同参画局)

数値目標設定指標	現状(直近の値)	2025年
週労働時間60時間以上の雇用 者の割合	6.4%	5 %
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使 が話合いの機会を設けている割 合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	3 0 %
25歳から44歳までの女性の 就業率	77.7%	8 2 %
第1子出産前後の女性の継続就 業率	5 3. 1 %	7 0 %

## (3) しわよせ防止対策の推進

・しわよせ防止キャンペーン月間(11月)の実施

## 2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省) (都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据 え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付か せるためのルールづくりを進めるとともに、企業への導入支援や民 間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行 うこと。

#### <現状・課題>

テレワークは、情報通信技術を活用し時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進や、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における交通需要マネジメント (TDM)、テレワーク、「時差Biz」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組み、都内企業(従業員30人以上)のテレワーク導入率は約6割に達し、利用する社員の割合も大幅に増加するなど、テレワークは急速に拡大している。

この勢いを止めることなく、新型コロナウイルス感染症防止と経済社会活動の 両立を図りながら、「新しい日常」が定着した社会の実現に向け、更なる導入の 促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールづくりを官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・設備等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 自宅だけでなく身近な地域で時間や場所にとらわれずに働けるテレワーク の実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライト オフィス設置に対する支援を行うこと。
- (4) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業 員と同様にテレワークを活用できるよう、企業に対し指導を行うこと。
- (5) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、今般改定するテレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。

## 【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

## 〇「テレワーク東京ルール」の策定

## 【テレワーク東京ルール】

### <テレワーク戦略ビジョン>

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

- ・働き方改革
- ・ビジネス革新
- ・人 材 活 用
- •危 機 管 理
- ・地 域 振 興

ライフ・ワーク・バランスの実現

生産性の向上(ビジネスにおけるDX)

多様な人材の活躍 (ダイバーシティの実現)

災害・感染症拡大時など非常時の事業継続

勤務地・働く場所の分散による地域活性化

## <テレワーク実践ルール(我が社のテレワークルール)>

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

## 【ルールの設定例】

▶ 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用

▶ ビジネス革新:会議や商談・営業は、オンラインで実施(テレビ・ウェブ会議システムの活用)

▶ 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施

▶ 危機管理 : 警報(台風・大雪等) 時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務

▶ 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

#### <メガイベント開催時のテレワークルール>

東京2020大会等の期間中は、テレワークや時差出勤を積極的に実施

## 〇「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」(令和2年9月14日)において、経営者団体や労働者団体の代表者、国(東京労働局)、都で、共同宣言を実施

## 8 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

- (1)障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率 2. 3パーセントへの引上げを踏まえて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

#### <現状・課題>

都における令和2年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.04 パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.2パーセント(当時)を下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、令和3年3月に民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられたことに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が拡大したことを踏ま

えて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満 の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

## <具体的要求内容>

- (1)障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられたことを踏まえて、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参考

## 【民間企業の雇用者数(東京)】

令和2年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成27年度 (対前年比)	123, 058. 5 (2. 6%)	29, 361. 0 (9.5%)	13, 558. 5 (22. 2%)
平成28年度 (対前年比)	125, 448. 0 (1. 9%)	31,712.0 (8.0%)	16, 410. 0 (21. 0%)
平成29年度 (対前年比)	127, 568. 5 (1.7%)	33, 996. 5 (7. 2%)	19, 400. 0 (18. 2%)
平成30年度 (対前年比)	131, 700. 5 (3. 2%)	37, 022. 5 (8.9%)	25, 071. 0 (29. 2%)
令和元年度 (対前年比)	135, 139. 5 (2. 6%)	39, 599. 0 (7. 0%)	29, 276. 0 (16. 8%)
令和2年度 (対前年比)	136, 369. 5 (0.9%)	41, 628. 5 (5. 1%)	33, 494. 0 (14. 4%)

※雇用者数(人)はカウント数

## 9 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を 行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を 図ること。

## <現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う 若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられるこ とが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月から施行することとなっている。

## <具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。

## 10 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 農林水産省・経済産業省・中小企業庁) (都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の 活性化を図るため、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャン ス・ナビ2020」の利用を促すこと。

### <現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、東京都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施してきた。

その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集 約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月か ら運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられている。

本サイトは、東京都の政策連携団体等も順次、電子入札システムとして活用を開始しており、都としても、中小企業の発展につながるこの取組を東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとしていくため、今後一層の活用促進を図るとともに、中小企業のオンラインの活用の進展を見据えた利便性の向上に向けたサイト機能の見直しを行い、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化を進めていく。

日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

## <具体的要求内容>

「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参考

<中小企業世界発信プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援など、 中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開

① <ビジネスチャンス・ナビ2020>

東京 2020 大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

## 【ビジネスチャンス・ナビ2020の概要】



- <組織委員会や国における位置づけ>
- ○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧 (抜粋)

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告(令和2年6月)(抜粋)

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

# 1 1 感染症の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁) (都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金繰りに対する支援について、感染症収束までの間にとどまらず、経済が回復基調に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

## <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、観光客の減少やサプライチェーンの寸断にとどまらず、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしている。現在も令和2年度に多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などにより、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

中小企業者が引き続き厳しい経営環境下にある中、都は地域の金融機関に対し、 返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているところであるが、監督官庁であ る国からも各金融機関に対して適切に対応するよう指導していく必要がある。

また、政府系金融機関が実施している実質無利子融資は、資金繰りに苦しむ中小企業にとって重要な融資制度となっていることから、今後も利用の促進を図っていく必要がある。

さらに、令和3年度に創設された金融機関が事業者の経営を伴走支援する新たな統一保証制度は、コロナ禍における中小企業の経営を後押ししていく上で効果的と考えられ、その利用促進を図る必要がある。

加えて、国は令和2年に、セーフティネット保証4号の全都道府県への指定、同5号の全業種指定、危機関連保証の延長など、信用保証制度の充実強化を図ったが、これらは時限措置であることから、今後の支援継続はもとより、日本経済が回復基調に至るまでの間、更に支援を強化していく必要がある。

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まっている 状況下にあることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予 や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資について、申請期限の再延長を行うとともに、中小企業の利用促進のため貸付条件の緩和などの充実を図ること。
- (3) 令和3年度に創設された、金融機関が事業者の経営を支援する新たな統一保証制度の利用を促進するため、現在、令和3年度末までの取扱いとされている本制度の時限延長を行うとともに、借入時に発生する保証料負担の更なる軽減を図ること。
- (4) セーフティネット保証及び危機関連保証の運用に当たっては、金融機関か

ら中小企業への資金供給に支障が生じないよう、指定期間の延長等に適切に 対応すること。